

神奈川県立海老名高校野球部OB会定款

第1章 総則

第1条（名称） 本会は、神奈川県立海老名高校野球部OB会と称す。
（以下、OB会と略す。）

第2条（事務局） 本会の事務局は、神奈川県厚木市温水1913に置く。

第3条（目的） 本会は、会員相互の親睦をはかり、海老名高校野球部の発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業） 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、海老名高校野球部の活動を援助する。
- 2、OB会情報を発信する。
- 3、その他本会の目的を達成するために必要な事業を行なう。

第2章 組織と機関

第5条（組織） 本会は、海老名高校野球部の卒業生並びに野球部に所属した者を会員とする。

第6条（総会） 本会は総会を、毎年1回行い、会長がこれを発信する。
本会の最高決議機関である。

2、次の場合は、臨時総会を開催するものとし、会長がこれを招集する。

（1）事務局が必要と認めたとき （2）会員の5分の1以上が要求したとき

3、総会の議事は、この定款に別段の定めのある場合を除き、出席人数の過半数をもって議決する

4、次の各号に掲げる事項は、総会において決議されなければならない。

（1）予算の審議決定及び決算の承認 （2）役員を選出 （3）定款の改廃

（4）事業の計画及び変更 （5）財産の取得及び処分

（6）経理に関する重要事項 （7）本会の解散

第3章 役員

第7条（役員）本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 事務局長 1名
(4) 事務局 若干名 (5) 監事 2名

2、役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第8条（会長）会長は事務局の中から互選し、総会の承認を得て決める。

2、会長は、本会を代表として会務を統理する。

第9条（副会長）副会長は会長が指名し総会の承認を得るものとする。

2、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または不在のときその職務を代行する。

第10条（事務局）事務局長・事務局は、第5条の会員の中から総会において選出する。

2、事務局長・事務局は、本会の業務を執行する。

第11条（監事）監事は第5条の会員の中から総会において選出する。

2、監事は、本会の経理を監査する。

3、監事は、他の役員を兼ねてはならない。

第4章 経理

第12条（事務処理）事業計画及び予算は、会長、副会長が作成し、その事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。

第13条（会計年度）本会の会計年度は、毎年10月1日始まり翌年9月30日に終わる。

第14条（経費）本会の経費は、会員の入会金、寄付金、事業収益金及びその他の収入をもって充てる。

2、会費の醸出金は、入会金3,000円とする。

(1) 附則

本定款は、総会の決議を経て許可を受けなければ改廃することが出来ない。

2018年11月25日制定

2020年11月29日改定

| | | |
|---------|--------|-------|
| 設立時会長 | 金指 太一郎 | 第1期生 |
| 設立時副会長 | 吉野 一春 | 第4期生 |
| 設立時事務局長 | 浅摩 泰真 | 第24期生 |
| 設立時事務局 | 田中 直広 | 〃 |
| 〃 | 鳥澤 健太 | 〃 |
| 〃 | 平野 裕二 | 〃 |
| 〃 | 若杉 祐樹 | 第24期生 |
| 〃 | 杉野 豪紀 | 〃 |
| 〃 | 鈴木 伸明 | 第26期生 |
| 〃 | 土田 将悟 | 第28期生 |
| 〃 | 齋藤 和貴 | 第29期生 |
| 〃 | 島村 祐太 | 第29期生 |
| 〃 | 板垣 直樹 | 第33期生 |
| 設立時監事 | 細川 智博 | 第23期生 |
| 〃 | 小島 健 | 第23期生 |